

産業統計部会の審議状況について（農林業センサス）

（報告）

第 35 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 30 日（木）16:00～18:15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 西郷 浩
 - （委 員） 竹原 功、椿 広計
 - （専 門 委 員） 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也
 - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
 - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

（1）諮問の概要説明等

2015 年に実施が予定されている農林業センサスの計画について、総務省政策統括官付統計審査官室から諮問の概要説明がなされた後、農林水産省から補足説明がなされた。

（2）調査計画の変更全般について

今回の調査事項の変更では、前回（2010 年）の農林業センサスにおいて削除した工芸農作物、野菜類及び果樹類の個別品目別の作付け（栽培）延べ面積を改めて把握することとするなど、従前に削除した事項を復活させる例がみられる。経済社会情勢の変化等に応じて一定程度、調査事項の見直しを行うことは必要であるものの、農林業センサスのような基幹統計調査において、基本的な事項は継続的に調査されるべきであり、調査の都度、調査事項が大きく変更されることに問題はないのか。調査事項の変更を行う際の考え方について、一般統計調査との関係も含めて説明していただきたい。

（3）前回答申における今後の課題への対応状況について

前回 2010 年の農林業センサスに係る統計委員会答申（平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 6 号）における「今後の課題」への対応状況についての審議が行われた。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

ア 農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討することについて

- ・ 今回調査におけるオンライン調査の試験的導入により、一部市町村の農林業経営体においては、調査結果の報告方法として、オンラインを利用して報告する方法と従来どおり調査員を通じて紙媒体の調査票で報告する方法のいずれかを選択することが可能となる。このため、統計委員会への諮問時に、報告方法により調査結果の質に相違が生じるおそれはないのかとの意見が出されたことから、本事項の審議に当たっては、この点に留意することが必要である。

- ・ オンライン調査では、調査票回収時の統計調査員による報告内容のチェックが行われないため、報告内容の精査が不十分なケースが生じるおそれはないか。オンラインによる報告内容の審査はどのように行われるのか。
 - オンライン調査の場合、異常値や記入漏れがあると報告できないよう設定するとともに、報告された調査票については調査事項間で矛盾した報告内容について、機械的にエラーチェックをかけるプログラムを設け、これによりチェックを行うこととしている。また、調査員調査による調査票（紙媒体）と同様、市町村において報告内容の審査が行われ、疑義がある場合には報告内容の確認・補正が行われる。
- ・ 農業構造動態調査（農林業センサスの実施年以外の年に農業構造の実態を把握するため実施している一般統計調査）においては、農業経営体のうち組織経営体を対象として、既にオンライン調査が導入されている。したがって、例えば、同規模の経営体について、オンラインによる報告内容とそうでない場合の報告内容における調査結果の質の相違の有無等の検証を行っていることはないか。
 - 農業構造動態調査のオンライン調査は平成 23 年調査（平成 23 年 2 月実施）から導入しているものであるが、オンラインの利用の有無により調査結果の質等に有意な差は生じていないものと考え、集計・公表している。
- ・ 一般的にはオンライン調査にすることにより、人的に審査しきれなかった部分も機械的な審査が可能になることから、回答誤差は少なくなると認識している。
 - むしろ、オンライン調査を選ぶ客体の属性はどうなっているか、またこの傾向が結果に有意な影響を及ぼすものかということが論点ではないか。
- ・ オンライン調査について、今後、本格的な導入を想定しているのであれば、オンライン調査の利用促進を図るために何らかの工夫等を行う必要があるのではないか。例えば、国が重点的に支援している認定農業者^(注)に対しては、オンラインによる報告への協力を強く要請することとし、市町村役場に参集してもらい、まとめてオンラインによる報告をしてもらう等の方法が考えられるのではないか。
 - (注) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者や農業生産法人のことである。担い手農業者とも呼ばれる。
- ・ 今回のオンライン調査の試験的導入については、紙媒体の調査票による調査員調査との間で調査結果に質的な相違があるのかどうかも含め、様々な点を検証するためにも実施すべきと考える。例えば、オンライン調査に係る実査面では、統計調査員は ID の管理に重い責任が求められ、また、報告者に対してパソコンの操作方法の説明等を行う必要もある。したがって、今後、オンライン調査を拡充していくのであれば、今回のオンライン調査の試験的導入に当たって、このような観点から幅広く検証を行ってほしい。
- ・ 昨今の農業経営においては、出荷直前のパソコンによる価格動向の把握、病害虫の発生情報や散布する農薬の情報の把握などに当たり、インターネットの利用は必須なものとなりつつあり、オンライン調査への対応に必要な農家のパソコン環境は整ってきているのではないか。また、オンライン調査の導入は、個人情報の保護意識が高まる中で、報告者の利便性の向上や報告方法の選択肢の拡大の観点から望ましいことであると考えられる。

- ・ 今後、オンライン報告を拡大していくためには、各地域の認定農業者協会や農業法人協会といった団体の協力を得ていくことが重要ではないか。そのためには、オンライン報告の初期画面に前回調査結果や農林業関係の白書等へのリンクを設ける等により、オンライン報告を利用するメリットを作ることが必要と考える。
- ・ 調査結果の質の変化とは、オンライン調査の導入により回答傾向が変わるという問題かと思うが、当該導入により回収率が高まり、従前の調査結果と少し違う内容になったとしても質の変化かどうかは分からず、むしろ真の値に近くなったのかも知れない。調査方法の相違による調査結果の質の相違の有無については、本来検証することが難しいが、一般的には、より利便性の高い調査方法が採用されること自体にそれほど問題はないのではないかと。
- ・ 紙媒体の調査票による報告とオンライン報告との間で、調査結果に質の相違が発生するか否か、また、仮に発生する場合、それが調査結果に無視できないほど大きな影響を及ぼすものか否か等について検証することが重要であると考え。したがって、次回部会では、農業構造動態調査におけるオンラインによる場合とそうでない場合における調査結果の質の相違の有無等を検証し、報告していただきたい。

また、本日の審議においては、今後のオンライン調査の拡大のため、一定の経営体に対する積極的な協力要請、統計調査員に対する指導・訓練等の必要性に関する意見が示されたが、これらの点も含め、今回のオンライン調査の試験的導入において、どのようなところに視点を置いて事後的な検証を行うこととしているのかを整理し、次回部会で報告していただきたい。

本件については、これらの報告に基づき、引き続き、審議することとしたい。

イ 農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討することについて

- ・ 農林業経営体に係る調査票については、2000年の農林業センサスまでは、農家調査票、農家以外の農業事業体調査票、林家調査票など、業種や事業体の形態別に分けられていたが、2005年の農林業センサスから、農林業経営体調査票として単一の調査票に統合されたものである。単一の調査票を使うことにより、例えば、農業の場合、家族経営体から組織経営体への変化の状況が捉えられる等のメリットがあることから、2015年の農林業センサスにおいても、従来と同様、単一の調査票でよいのではないかと。
 - ・ 従前、土地に係る設問の中に近接して設けられていた「山林」（保有山林）の面積及び「耕地以外（山林・原野など）」の面積について、今回、両者が離れた配置に変更されているが、これにより、報告者に誤解を与えたり、紛れを生じさせたりするおそれはないのか。
- 保有山林と関連する調査項目と「山林」（保有山林）の面積の位置が離れていることで記入誤りを起こすことのないよう、「山林」の面積に関する項目は関連する項目の近傍に配置したものである。配置場所を大きく変更した「山林」（保有山林）の面積については、従前の配置場所に記入場所を誘導する見出しを設けることにより、記入漏れを防ぐこととしている。

- ・ 2010年の農林業センサスでは、農林業経営体調査票の対象となった約173万経営体のうち、林業について回答しているのは約14万経営体と1割未満であり、9割以上の経営体に係る調査票の林業部分は空欄となっていることになる。それにも関わらず、調査票を農林業経営体用の単一のものとしていることが適当であるのかどうか、次回部会で説明いただきたい。
- 調査票については、2005年の農林業センサスにおいて、従前、業種や事業体の形態別に分けていた調査票を統合し単一の調査票としたものであり、その経緯等を含め、次回部会において説明したい。
- ・ 本件については、次回部会において、引き続き、審議することとしたい。

ウ 国勢調査の調査区情報を活用できるよう検討することについて

農林水産省から、本課題への検討状況に関し、以下の説明があり、本部会では、前回答申の課題への対応として適当との結論になった。

- ① 当初、農業集落と国勢調査の調査区をデータリンケージすることにより、国勢調査の調査区情報の活用を考えたが、その前提として、両地域の範囲の整合性を検証したところ整合しない地域が多く、単純にリンケージすることは困難であることが判明した。
- ② そのため、現在、国勢調査等で活用している地域メッシュ（電子地図）別に農林業経営体のポイントデータを基に集計し、農林業センサスの結果と国勢調査の地域メッシュ統計をリンケージした小地域別のデータセットの作成作業を進めているところである。
- ③ 今後、当該データセットについて、個々の農業集落との関連付けを行うことにより、農業集落に関する情報もリンケージすることについて検討していく予定である。

6 次回予定

次回部会は、平成25年6月13日（木）16時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。